

## 別記第2号様式

### ( 入 札 説 明 書 )

この入札説明書は、平成30年9月21日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

#### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 石狩湾新港管理組合 管理者 高橋はるみ

#### 2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 樽川ふ頭用地整備工事
- (2) 工事場所 北海道石狩市
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成31年3月20日まで
- (4) 工事概要 工事区間  $L = 84.51\text{m}$   
掘削工  $V = 8,100\text{m}^3$   
舗装工（下層路盤）  $A = 4,730\text{m}^2$   
構造物撤去工 一式
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書提出の際に工事施工能力の評定結果等（以下「技術評価項目」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け  
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設工事共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

##### (1) 単体企業の要件

- ア 発注工事に対応する平成29年石狩湾新港管理組合告示第1号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、石狩湾新港管理組合が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- エ 石狩湾新港管理組合における一般土木工事の競争入札参加資格がB等級に格付されていること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の石狩湾新港管理組合競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

キ 石狩振興局又は後志総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ク 過去15年間（平成15年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、サ及びシにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

#### (7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第87号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する指名委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

#### (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### (2) 経常建設工事共同企業体の要件

ア 共同企業体は、石狩湾新港管理組合における一般土木工事の競争入札参加資格がB等級に格付されており、かつ、(1)のコの要件を満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員は、(1)のアからウまで、オからケまで、サ及びシまでの要件を全て満たしていること。

- ただし、(1)のクの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていること。
- オ 共同企業体の構成員は、全てが石狩振興局又は後志総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有すること。
- カ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- キ 構成員の組合せは、石狩湾新港管理組合における一般土木工事の競争入札参加資格の格付がB等級同士、又はB等級とC等級との組合せであること。
- ク 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
- ケ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加するものでないこと。

#### 4 入札参加資格審査申請

##### (1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面

(ア) 工事实績証明書又はこれに代わる書面（CORINS登録の写し又は契約書等の写し）並びに共同企業体で施工している場合は共同企業体協定書及び付属協定書の写しなど、契約の事実を証明する書類

(イ) 設計書の写し（設計変更があった場合には設計変更通知書を添付するなど、最終的な工事内容を確認できるものであること）又はCORINS登録の写しなど、工事内容を証明する書類

ウ 技術評価項目申請書

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

オ 最新の経営規模等評価結果通知書の写し

カ 返信用封筒（簡易書留料金分を加えた切手を貼付すること。）

##### (2) 技術評価項目の内容

技術評価項目の内容は、別添「落札者決定基準」において定める内容とする。

##### (3) 提出期間

平成30年9月21日（金）から平成30年10月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、平成30年10月5日（金）は午前10時までとする。

##### (4) 提出場所

北海道石狩市新港南2丁目725-1  
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

##### (5) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

##### (6) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

#### 5 入札参加資格の審査

##### (1) 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成30年10月10日（水）までに書面により通知する。

(2) 技術評価項目の採否に関する審査

(1)による審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者の提出した技術評価項目の技術審査を行い、その採否の結果を平成30年10月10日（水）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成30年10月12日（金）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

8 入札の執行場所及び日時

(1) 入札場所

北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合大会議室

(2) 入札日時

平成30年10月18日（木）11時00分

(3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 送付による入札

認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第118条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

(3) 契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は、免除する。ただし、その者が契約を

履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 11 落札者の決定方法

- (1) 入札参加希望者は、価格及び技術評価項目により入札し、入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、別添「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (2) 入札結果は、開札時において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者及びその入札価格を口頭により通知する。  
また、落札者については、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対して郵送で通知する。
- (3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 12 総合評価の方法

総合評価は、別添「落札者決定基準」において定める方法により行う。

#### 13 契約書作成の要否

必要とする。

#### 14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。

#### 15 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、競争参加資格確認申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中に設計図書等を複写することができる。
  - ア 閲覧期間  
平成30年9月21日（金）から平成30年10月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
  - イ 閲覧場所  
北海道石狩市新港南2丁目725-1  
石狩湾新港管理組合閲覧室
- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。
  - ア 受付期間  
平成30年9月21日（金）から平成30年10月9日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
  - イ 受付場所  
郵便番号061-3244 北海道石狩市新港南2丁目725-1  
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。
  - ア 閲覧期間  
平成30年9月21日（金）から平成30年10月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
  - イ 閲覧場所  
北海道石狩市新港南2丁目725-1  
石狩湾新港管理組合閲覧室

## 16 支払条件

### (1) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内とする。

### (2) 中間前金払

契約金額の2割に相当する額以内とする。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

### (3) 部分払

1回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

## 17 その他

### (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

### (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第101条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

### (4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

### (6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

### (7) この入札の執行は、公開する。

### (8) 入札参加者に対する評価結果の説明

ア 入札参加者は、評価結果の理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ 評価結果の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

### (9) ペナルティ

別に定める「落札者決定基準」のとおり。

### (10) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負

代金債権の譲渡を活用した融資制度について」(平成11年1月28日付け建設省経振発第8号)による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号)による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、石狩湾新港管理組合が指定する様式により依頼すること。

- (11) この入札説明書に定めるもののほか、落札者決定基準を、本入札説明書の一部を構成するものとして定めているので、これを承知すること。
- (12) この公告のほか、入札に参加する者は、建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (13) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、石狩湾新港管理組合総務部総務グループ(電話番号0133-64-6661)に照会すること。

【入札説明書別記説明】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た土木工事業です。

3の(1)のク

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、次のとおりです。

次に掲げる全ての条件を満たすこと。

- ・ **国、地方公共団体、建設業法施行令第27条の13に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人が発注した工事で、路盤工の施工実績。**

3の(1)のケ

- (7) 国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者です。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）又は2級建設機械施工技士を主任技術者とすることができます。

- (4) 監理技術者は、(7)の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。